

汚水排出量認定基準による福祉用料金算定表(地下水使用に伴う)

R7.4～

区 分	汚水算出量の認定基準		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
トイレ・フロ以外	1戸1人まで	3.5 m ³	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
	5人まで1人増すごと	1.5 m ³		1.5	3.0	4.5	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
	6人以上1人増すごと	0.5 m ³						0.5	1.0	1.5	2.0	2.5
フロ	浴槽1つ1人まで	3.5 m ³	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
	2人以上1人増すごと	0.5 m ³		0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5
トイレ	1戸1人につき	1 m ³	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0
認定水量	基本水量 8m ³		8	11	14	17	20	22	24	26	28	30
使用料金	基本使用料 1,221円・超過使用料1m ³ につき242円		1,221 円	1,947 円	2,673 円	3,399 円	4,125 円	4,609 円	5,093 円	5,577 円	6,061 円	6,545 円

個別排水処理施設使用料は、地下水をご使用の場合、使用人数によって認定水量が決まります。(※下水道使用料・農業集落排水施設使用料も地下水使用の場合は同様です)
使用人数が変更になった場合は、上下水道課業務係に連絡して下さい。

○深川市下水道条例施行規則 第20条の別表1より

- 適用
- 1 浴槽が複数あるとき、2つ目以降の浴槽は1つにつき3立法メートルを加算する。ただし、家事用において家族数を超える浴槽は算定の対象としない。
 - 2 汚水排出量は用途ごとに算定するものとし、その算定額が1立方メートル未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

担当・問合せ：深川市建設水道部上下水道課業務係
電話 0164-26-2365(直通)